

札幌市における障害者差別解消法への対応について

2015/12/14

札幌市障がい者施策推進審議会

資料1-1

平成27年12月7日

札幌市障がい福祉課

作成

1 障害者差別解消法の概要等

【目的】
障がい（理由）とする差別の解消に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい（理由）とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい（理由）とする差別を解消し、もって、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的とする。（第1条）

項目	概要	要
国及び地方公共団体の責務（第3条）	法の趣旨にのっとり、必要な施策を策定、実施しなければならない。	
国民の責務（第4条）	障がい（理由）とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。	
環境の整備（第5条）	行政機関等及び事業者は、社会的障壁※1の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、施設や設備の改善、職員の研修等、必要な環境の整備に努めなければならない。	
行政機関等及び事業者の差別の禁止等（第7～8条）	国・地方公共団体等	民間事業者等
	事務・事業を行ううえで、障がい（理由）として、障がい者ではない者と不当な差別的取扱い※2をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	
	障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨、意思の表明があった場合において、その実施が過重でない場合は、必要かつ合理的な配慮※3を行わなければならない。	障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨、意思の表明があった場合において、その実施が過重でない場合は、必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。
職員対応要領（第9条～第10条）	国の行政機関の長は、差別の禁止と合理的配慮を適切に行うために必要な要領を定めなければならない。地方公共団体は定めるよう努めなければならない。	
事業者等のための対応指針等（第11～13条・26条）	主務大臣は、差別の禁止等について、事業者が適切に対応するための指針を定め、公表するとともに、特に必要があると認めるときは、指針に定める事項について、事業者から報告を求め、助言・指導・勧告をすることができる。（報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合は罰則あり。）	
相談等の体制の整備（第14条）	国及び地方公共団体は、障がい者等からの障がい（理由）とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。	
啓発活動（第15条）	国及び地方公共団体は、障がい（理由）とする差別の解消について国民の関心と理解を深め、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。	
地域協議会の設置（第17～20条）	国及び地方公共団体は、障がい（理由）とした差別に関する相談や差別解消に向けた取り組みを円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。	

※1 「社会的障壁」とは、社会における事柄（通行しにくい施設、設備など）、制度（利用しづらい制度など）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習・文化など）、観念（障がいのある方への偏見など）が挙げられます。

※2 不当な差別的取扱いの例 障がい（理由）として、サービスや入店を拒否することや対応の順序を変えることなど

※3 合理的な配慮の例 スロープを設す、筆談や読み上げ、ゆっくり話すなど

2 札幌市の対応方針（案）について

障害者差別解消法により、実施が求められている事項等について、既存事業等の再整理を行ったうえで、新たに必要となる施策や事務事業等の方向性を定め、また、札幌市の率先した取り組みを広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がい（理由）とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」を定めることとする。

項目	概要	要
1 対応方針の位置付け等	障害者差別解消法等の考え方を踏まえ、改めて障がい（理由）とする差別の解消に向けて、札幌市が率先して取り組む姿勢を示し、札幌市民全体で障がい（理由）とする差別の解消を推進するためのもの。	
2 障害者差別解消法等の概要	ひろく市民周知を図ることを想定しているため、障害者差別解消法及び国の基本方針等を整理したものを掲載。	
3 札幌市のこれまでの取組	これまで行っている、障がい者の理解促進に関する取り組み等を整理したものを掲載。	
4 札幌市の新たな取り組み	(1)環境の整備	障がいのある方のコミュニケーション支援 手話や点字等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを促進するための条例制定を検討 障がいのある方などに対して市政などの情報をわかりやすく提供するため、市政等資料印刷物作成ガイドラインの改正を検討 各区の窓口等において、コミュニケーション支援ツール（コミュニケーション支援ボードなど）の導入を検討 合理的配慮を提供しやすくする環境づくりのため、ヘルプマーク等の制度導入を検討
		ユニバーサルデザインを意識した取組の検討
		(2)職員対応要領の作成 障がいのある方に対する接遇の姿勢や、札幌市役所内部の相談体制、職員の研修・啓発の機会、確保等を記載した「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」を制定。
		(3)相談窓口体制の明確化 既存の相談窓口を1次的な相談窓口とし、さらに対応が必要なケースは、「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、協議・あっせんを行うことと位置付け。
		(4)法の趣旨の普及・啓発 これまでの啓発、広報等を継続して行うほか、法施行を機に、広報さっぽろや札幌市公式ホームページの活用、パンフレットの作成など、様々な機会に障害者差別解消法の趣旨に関する普及、啓発等を行う。
	(5)地域協議会の設置	日常生活等のさまざまな場面における関係機関が、情報共有・協議を行うことにより、それぞれの機関が自主的に差別解消の取組を推進することを目指し、「札幌市共生社会推進審議会」を設置する。
5 札幌市の取組の実施体制	ぜんぜん取り組むこと、各部署が所管する各種事業の実施において、法の趣旨に鑑み、可能な限り、障がいのある方への配慮を行うこと等を明記。	
6 資料編	障がいのある方が差別と感じていること、障がい者の差別に関する意識調査アンケート調査結果等を掲載。	

札幌市が率先して取り組む姿勢を広く市民に周知

札幌市全体において共生社会の実現を目指す